

豊田芙雄と草創期の幼稚園教育に関する研究(2)

—鹿児島女子師範学校附属幼稚園の設立と園の概要—

前 村 晃

A Study on TOYODA Huyu and Beginnings of Kindergarten in Japan (2)

Akira MAEMURA

要 旨

豊田^{ひよ}芙雄は明治9年11月東京女子師範学校に附属幼稚園が設けられた時採用された日本人保姆第一号であるが、明治12年1月には、鹿児島への出張辞令を受け、同年4月1日、わが国二番目の鹿児島女子師範学校附属幼稚園(現鹿児島大学附属幼稚園)を開園し、翌年6月まで鹿児島に滞在している。

この鹿児島における幼稚園に関しては謎が多い。当時、東京女子師範学校附属幼稚園に二人しかいなかった日本人保姆の一人を、西南戦争が終結して僅か1年半後の鹿児島に長期派遣するようなことがなぜ実現できたのか、このこと自体大きな謎なのである。また、同幼稚園は、第二次世界大戦時に焼失しており、創設当時の保育の状況等も謎のままの部分が多いのである。しかし、本稿においては、豊田芙雄自身が保存していた貴重な資料集や、鹿児島県側に残っていた資料等を入手することによって、同幼稚園の創設当時の保育状況や保姆養成等について明らかにしている。

1. はじめに

明治12年4月1日、わが国において「幼稚園」という名称での近代幼児教育機関としては二番目となる、鹿児島女子師範学校附属幼稚園が産声をあげている。明治12年4月といえば、鹿児島の私学校徒の暴走をきっかけに勃発した西南戦争が終結して、僅か1年半後のことである。わが国二番目の幼稚園が、兵乱で荒廃しきった西南端の地にいかなる事情で誕生できたのかは大きな謎ともいえる。

幼稚園は、建物を作り、幼児を集めるだけでは開業できない。幼児教育の内容と方法を知る保姆の存在が必須である。当時、わが国において幼稚園は東京女子師範学校附属幼稚園があるばかりで、全国を見渡しても日本人保姆といえるのは同園に二人しかいないのである。この二人の内一人を鹿児島は長期派遣というかたちで引き抜くのである。国吉栄氏が指摘するようにこれは相当強引な人事である。¹⁾実際、大阪府知事渡辺昇も大阪に幼稚園を設置をするために、明治10年中か11年に入ってすぐの頃に、東京女子師範学

校に保姆派遣を要請しているが、同校からはとてもその状況にないとして断られている。明治9年11月に開業した東京女子師範学校附属幼稚園もやっと軌道に乗り掛かったところで、保姆といえど日本語が不自由なドイツ人主任保姆松野クララと、日本人保姆豊田^{トヨダ}美雄と近藤浜がいたが、この日本人保姆の一人を引き抜くということは、園舎の大黒柱を抜き取るようなものである。東京女子師範学校が渡辺昇知事の申し出を断ったのは当然のことだったのである。

しかし、東京女子師範学校は、鹿児島県の保姆派遣依頼を断っていない。岩村県令は結果的に豊田の鹿児島派遣を実現させている。現時点では、この背景を明快に説明する材料は乏しいが、これは渡辺よりも岩村の情熱や政治力が優っていたというレベルの話ではなく、もっと大きな政治力が働いたということである。しかし、経緯はどうあれ、人心の荒れ果てた焦土の町鹿児島に、幼児を育む「キンダーガルテン」が生まれたことはそこに住む人々にとっては心温まる好事であった。

鹿児島にできたわが国二番目の幼稚園は、その後続いてできた大阪府立模範幼稚園や同じく大阪の愛珠幼稚園などと共に、わが国において草創期の幼稚園教育がどのような姿で全国展開をするようになったかを知る重要な指標の一つでもある。鹿児島女子師範学校附属幼稚園に関する研究はまだ十分なものが無い。したがって、本稿では、まず手初めに鹿児島女子師範学校附属幼稚園設置の背景事情に触れる同時に同園における幼児教育の概略等を明らかにすることとする。

2. 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の設立の背景

2.1 岩村通俊県令と西南戦争の戦後復興策

明治10年2月15日、西南戦争が勃発する。その直前から、元出水郷士野間口兼一ら21名の警視庁巡査の「密偵」捕縛事件や、私学校徒による磯の火薬庫襲撃事件など不穏な事態が進行していたが、西郷隆盛は若者たちのエネルギーが押さえることのできない状況にあることを知ると、一身を私学校徒に預け、西南戦争が始まる。戦争は、本来、忌避すべき人間の最も愚かな行為であるが、西南戦争は、鹿児島県人にとっては、竹馬の友、実の兄弟が敵対し殺し合わねばならない不幸な内乱となる。

3月10日、鹿児島県令大山綱良は逮捕、解任され、3月21日、新しく岩村通俊が鹿児島県令に選ばれる。岩村通俊は土佐藩の出身で、岩村高俊、林有造は共に通俊の弟であり、岩村三兄弟として知られる明治期有数の政治家である。大久保利通の懐刀ともいべき岩村を、鹿児島の戦中、戦後対策の担当者として送り込んだのは大久保自身であるが、岩村は早速大久保に大書記官以下の人選を依頼し、大久保の相談を受けた前島密が鹿児島県大書記官として渡辺千秋を推薦している。4月28日、岩村は大書記官以下属僚を同行し、軍艦扶桑で鹿児島へ向け神戸を出港する。5月2日、岩村らは鹿児島に上陸し、加治木及び桜島に仮県庁を置くが、主要県官3名を除き旧職員148名を免官している。

岩村による鹿児島の戦中、戦後対策が始まることになるが、基本は治安と勸業と教育の振興である。北海道の札幌開発に力を奮ったこともある岩村は、それらが荒廃した鹿児島の人心の安定と社会の安寧に直結することを知り抜いていたからである。

岩村は鹿児島復興のための巨額な資金から、治安維持のための数千人の警察官派遣、農業指導員の出張に至るまで直接大久保に要請しているのである。ただ、当然、全てが岩村の思惑どおりに運ぶわけでもない。たとえば、明治10年9月27日の日付で内務卿宛に、荒廃しきった鹿児島の学校を従前のように復興したいので資金5万円を出してほしい、という上申書を送っているが、これが管轄の文部省に回されると「指令 伺之趣難聞届候事 明治十年十一月二日 文部大輔 田中不二麿」⁽²⁾という返事になるのである。

同年11月6日には、同県の上級官会議を開いているが「第一 区長選挙」、「第二 各出張所入費予定概

算]、「第三 授産法」、「第四 学校開設法」、「第五 金禄公債証書保護法」⁽³⁾の五点が審議されている。ここでも授産と教育は重要な柱として据えられている。

それより溯って、明治10年9月1日には、官軍の嚴重な警戒網を潜り抜けてきた西郷軍370人が急襲し、鹿児島城山に入るが、9月24日、銃弾に撃たれた西郷は遂に自刃し、西南戦争が終結する。大久保や西郷従道は、新国家を壊さないためにも西郷隆盛側と対決せざるを得なかったのである。西郷隆盛自身も新国家を壊す意図はなかったが、私学校徒のエネルギーの暴発は、若者を信頼し過ぎた西郷の計算違いだったようにも思える。もちろん、軍人西郷隆盛にとっては、後世の史家が指摘するまでもなく、最悪のシナリオも承知の上での出陣であっただろう。

西郷の死は電報でその日の内に東京に伝えられている。当日夕刻、大久保から知らせを受けた西郷従道は、これで何もかも終わりだ、と嘆き悲しみ、悲嘆にくれたまま官を辞すと言って、その晩の内に目黒の別邸に引っ越しを済ませている。大久保は、兄さんの遺志を継いで日本国を作れ、と熱心に慰留するが従道が頑として聞き入れないため、イタリア公使としてしばらく外国暮らしをし、気持ちを落ち着かせたらどうかと勧める。最終的には、従道も、イタリア行を決意する。

冷徹な政治家といっても大久保も薩摩の武士である。竹馬の友で、明治維新という大事業を、共に命懸けで成し遂げてきた同志でもある大西郷を結果的に死に追いやったことは悔やんでも悔やみきれない思いがあったはずである。大久保の発意で、在京の鹿児島人有志に声をかけ、鹿児島県への義捐金集めをすることになる。明治11年4月8日、大久保は太政官大書記官の本田親雄に「鹿児島縣へ義捐ノ為メ有志ノ醜金取纏メ方ニ關シ來邸ヲ乞フ」⁽⁴⁾書簡を書いている。後に、こうして集まったお金は主に学校教育資金などに使われ、学校作りが始まって人心も落ち着いてきたという報告もあり、その後も鹿児島出身の有力者による義捐金集めはなされたようである。

その大久保も、西郷の死から8カ月目の明治11年5月14日、島田一郎ら暴漢に襲われ、殺される。大久保はその日西郷隆盛の古い手紙を二通胸に抱いていたといわれている。当時、大久保は知人に西郷隆盛の伝記を書くよう依頼していたので、その資料の一つであったかもしれない。西郷従道夫人が後に語っているように、隆盛、従道は大久保とは子ども時代から兄弟のように交際しており、従道は連続して頼るべき人を失ったことを深く嘆くことになる。大久保の死で、4月に本決まりとなっていた従道のイタリア行きは中止となり、同年5月24日、従道は参議と兼ね文部卿に就任する。

当時の鹿児島の状況においては、岩村県令の教育に対する情熱がなければ、鹿児島の地にわが国二番目の幼稚園ができることはあり得なかったであろう。しかし、その岩村も自力だけでは、文部省や東京女子師範学校の同意を得て、鹿児島へ保姆を派遣してもらうことは到底無理な話だったのである。このことに絡んでいる政権中枢の政治家は内務卿の大久保利通か、同年5月24日から12月24日まで文部卿に就任していた西郷従道かのどちらか、あるいは両者である。もちろん、西郷従道がこの件に直接、間接的に関与したことは文部卿就任期間からいっても、鹿児島の幼稚園設立のタイム・スケジュールからいっても、疑いようはないが、さらに大久保が絡んでいる可能性もあるのである。

2.2 幼稚園設置と豊田美雄出張実現の背景

当時の鹿児島県令岩村通俊が、どの時点で、鹿児島に幼稚園を作る構想を持ったかは現在のところ不明である。勸業と教育振興を鹿児島の戦後処理の基本政策としていたことからいってかなり早い時期ではないかという推測もできるが、話が具体化してきたのは明治10、11年中のどこかであろう。まず、鹿児島の幼稚園設立関連のタイム・テーブルを示すと次のとおりである。

	東京女子師範学校の動き	中央政界・幼児教育界の動き	鹿児島県側の動き
明治10年 (1877)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4・6 豊田英雄の実兄桑原力太郎少佐、田原坂近くの木留の戦いで戦死。 ・ 7 東京女子師範学校附属幼稚園規則制定。 ・ 8・27 豊田英雄、東京女子師範学校訓導となる。 ・ 10・12 松野クララ、長女文を出産。 ・ 11・27 東京女子師範学校附属幼稚園正式開業祝典。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑田親五訳『幼稚園 巻中』。 ・ 9・24 西南戦争終結する。 ・ 大久保、鹿児島出身者による寄付集め発意。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3・21 岩村通後に県令の辞令。 ・ 5・2 岩村ら鹿児島上陸。加治木及び桜島に仮県庁を置く。主要県官3人を除き旧職員148人を免官。岩村、大久保利通に依頼、相談をしながら治安対策、産業、教育振興に着手。 ・ 11・23 兵火で焼けた師範学校を松原小学校内に仮設。
明治11年 (1878)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2・27 氏原銀、木村末（両名大阪府費）保姆見習生として受け入れる。同時に、横川楳子、保姆見習生となる（横川には東京女子師範学校より月手当5円が支給される）。 ・ 3・1 豊田英雄、保姆見習生への講義を始める。『代神録 全』の作成に着手する。 ・ 4 関信三、「幼稚園創立法」の浄書完成。 ・ 6・27 保姆練習科設置。九月開業を目指すも応募者一両名のため延期。 ・ 7・5 豊田英雄、前半(当時の後期)の講義終了。 ・ 8・21 豊田英雄をはじめ、田中不二磨夫人、関信三、松野クララ、近藤浜、氏原銀ら、西郷従道邸で西洋料理のもてなしを受ける（当時、西郷従道の長男従理、幼稚園に在園）。 ・ 8・31 氏原銀、帰阪。 ・ 9・13 豊田英雄、月俸二十円の辞令。 ・ この頃 松野久良々（クララ）、「小児養育実験之説」を書く（三条家文書）。 ・ 10・15 豊田英雄、後半(当時の前期)の講義開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5・14 大久保暗殺される。 ・ 5・24 西郷従道、参議と兼ね文部卿に就任。 ・ 8・23 竹橋事件（近衛砲兵隊の反乱）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 仮師範学校に附属小学校を設立。 ・ 8・21 鹿児島県庁構内に師範学校校舎完成、移転。 ・ 9 鹿児島師範学校内に兵火で焼けた女子師範学校を仮設。

	<ul style="list-style-type: none"> ・10・31 保姆練習科に給費生（月五円）の新規定。保姆練習科、翌年三月開業。 ・12・9 関信三著「幼稚園創立法」、文部省『教育雑誌』（第八四号）に掲載される。 ・12・24 保姆見習生修業式、豊田英雄、祝辞。横川様子、同園に採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11・11 田中不二麿、関信三の「幼稚園創立法」を文部卿西郷従道に呈し、覧閲を願う。 ・12・24 西郷従道、文部卿を辞め陸軍卿となる（翌年9月、寺島宗則就任）。 	
明治12年 (1879)	<ul style="list-style-type: none"> ・1・24 豊田英雄、鹿児島出張辞令。出張中給料旅費鹿児島県負担通知。 ・1 関信三、木村末に12年1月付けの「幼稚園創立法」を与える（戦前まで、鹿児島に残っていたものは11年4月付け）。 ・2・4 豊田英雄、後半の講義を終える。 ・2・13 東京女子師範学校第一回卒業式。 ・2・16 同僚らによる豊田英雄の送別会。豊田、数日後、鹿児島へ出立。 ・3 東京女子師範学校保姆練習科を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 大阪に幼稚園創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 鹿児島女子師範学校を建築。同時に附属幼稚園設置の記述。（「縣治年表 鹿児島縣」）。 ・2 文部省年報（明治12年）には、この月、鹿児島女子師範学校及び同幼稚園建物功竣ルの記述。 ・3・11 豊田英雄、鹿児島に着く。 ・3・13 豊田英雄、幼稚園開設に付該業務申し付くの辞令を受ける。 ・3 明治12年3月の写真に、鹿児島女子師範学校、同幼稚園の看板が写っている。 ・4・1 鹿児島女子師範学校と同附属幼稚園開業式。英雄、女子師範の開業式で挨拶。 ・5 規模拡大のため幼稚園舎を増築する。 ・6 幼児70名追加募集。

岩村県令は西南戦争直後から、県庁庁舎再建と同時に学校再建を構想するが、学校の方は後回しで良いとする中央の指示を受けている。しかし、教育再建のためには、師範学校の復活が第一条件となることから岩村の師範学校及び女子師範学校再開の考えはかなり早い時期からあったものと考えられる。この表を見れば分かるように、師範学校（男子）が市内松原小学校内に再開されるのは、西南戦争が終結して2ヵ月後の明治10年11月のことであり、仮師範学校に附属小学校が設けられるのが西南戦争終結半年目の翌年3月である。同校が校舎を県庁構内に新築し移転するのは明治11年8月であり、鹿児島女子師範学校は西南戦争一年後の同年9月に同校内に仮設されることになる。仮設された女子師範学校は新築移転を前提と

する準備室のようなものだったようで、翌年1月（あるいは2月）には、鹿児島女子師範学校及び附属幼稚園の校舎が完成している。

鹿児島女子師範学校の再開と同校に附属幼稚園を設ける計画は、最も早く想定すれば、大久保利通の生存中にすでにあったことも可能性としては考えられる。大久保が暗殺されるのは、明治11年5月14日のことであるからそれ以前ということになる。大阪府の知事渡辺昇は関信三の邪教探索の蝶者時代からの旧知の仲であるが、渡辺は関の勤務する幼稚園を訪問し、その重要性に気づいたことから、明治10年中か明治11年初め頃に、大阪に幼稚園を設置する目的で東京女子師範学校に保姆派遣の依頼をするが、同校からは断られている。そのため、同年2月、小学校教師から2名を選抜し、府費による保姆見習生として同校へ送り込むことになる。元々、東京女子師範学校附属幼稚園に2名しかいない日本人保姆の一人を引き抜くことは、同校の幼稚園を空中分解させるに等しい無謀な話であり、断られるのは当然のことであったが、渡辺よりも一足先に、岩村が政権中枢の内務卿大久保利通を動かして、東京から保姆を一人派遣して貰えるよう依頼していた可能性はあるのである。岩村県令個人から依頼された場合には東京女子師範学校は渡辺の場合と同様にこれを断ることはそれほど難しくないだろう。また、大久保がこれを普通に要請した場合にも、文部大輔の田中不二麿や東京女子師範学校は、事情を説明してこれを断ることはできたであろう。しかし、大久保利通から強い要請をされた場合には同校はこれをそう簡単に断ることはできなかったはずである。

明治11年3月、大阪の2名の保姆見習生に加えて、東京女子師範学校側は、保姆見習生として横川楳子を入園させている。しかも横川楳子には月手当5円を支給しており、同年12月24日、保姆見習い終了と同時に横川を同園保姆に採用している。豊田英雄が鹿児島出張の辞令を受ける一月前のことである。横川を保姆として採用したのはもちろん豊田英雄の長期出張に対処するためである。保姆の派遣に関して、たとえ東京女子師範学校側が断りにくい大きな政治力が働いたとしても、当時の東京女子師範学校附属幼稚園の状況からいって、保姆の長期出張による欠員を埋める手当もなく、同校が簡単にそれに応ずるはずはないのである。東京側は無理な要請に対して、代替りの保姆を養成するまで半年ないし一年の猶予を与えてくれ、という程度の条件は出さなければならないし、鹿児島側もそれぐらいの条件はのまざるを得なかったはずである。

鹿児島側の幼稚園設置計画を、最も遅い時期に想定すれば、明治11年秋頃にそれが浮上してきたものと考えられるが、その場合は鹿児島出身の文部卿西郷従道が田中不二麿、中村正直、関信三のラインを通して話を進め、たまたま横川が保姆見習い中という条件もあったことから、豊田英雄の長期派遣が可能となったと見ることもできる。しかし、大阪の要請は拒否し、鹿児島の要請は受諾するというのは、いくら明治初期の政治の世界であったとしても無神経過ぎるし、大阪府知事的面子は丸つぶれである。しかし、あくまでも推測に過ぎないが、もっと早い段階に大久保からこの話があって、東京、鹿児島双方の準備が計画的になされ、西郷従道は文部卿に就いた後鹿児島への保姆派遣実現に側面的支援をしたと考えると無理はないのである。

関の『幼稚園創立法』の浄書完成時期についても謎はある。鹿児島では、明治12年1月（あるいは2月）、つまり豊田英雄の着任前に幼稚園の園舎一棟を完成し、幼児39名（『幼稚園創立法』が示す幼児48名に近い）と保姆生徒10名を準備していたようであるが、何の手掛かりもなく、こうしたことに着手できるはずもないことからいって、前年には、鹿児島側の官吏の東京女子師範学校附属幼稚園の視察や、幼稚園設置の基準ともなる関信三の『幼稚園創立法』の写しの入手等がなされていたかと思われる。大阪の木村末は、関から明治12年1月付けの『幼稚園創立法』⁴⁵⁾を貰っているが、戦前に鹿児島の幼稚園に残っていた関の「幼稚園創立法」が明治11年4月付けのもだったということからすれば、木村と同時に豊田がこれを貰っ

たとするよりも、鹿児島側の手にはもっと早くこれが渡っていたと考えるのが妥当であろう。

通常、関の『幼稚園創立法』は皇太子用の幼稚園作りのために準備したものとされているが、ただその目的だけのものではあったら、明治11年4月付けの写しが鹿児島に残っていたのは理解しにくい（文部卿西郷従道への覧閲は明治11年11月であり、文部省の教育雑誌への掲載は明治11年12月である）。木村末は、大阪の幼稚園設置は教育雑誌を読めば間に合ったとも思うが、関に請願して、明治12年1月付けの写しを貰っている。関の頭の中には鹿児島をはじめこれから各地にできる幼稚園の設置基準を示しておこう、という意識も働いていたのではなかろうか。

鹿児島では、豊田美雄の来鹿を待ってすべてを始めたのではなく、豊田の着任前にできることは早めに着手しているのである。ただ、それは十分なものではなかったために、豊田は5月には規模拡大のために園舎の増築に着手し、6月には園児70名を追加募集している。豊田は「代紳録 二」の終末部でも強調しているように1クラス30名を理想としており、3クラスならば90名となるからである（ただし、幼児だけに入園後すぐに登園をやめる子もいる）。

豊田が鹿児島へ向け出立したのは、明治12年2月20日前後のことであるが、『幼稚園教育史』によると、2月16日、女役員数名による豊田美雄の送別会が催されている。この席で、東京女子師範学校の読書教員で日本画家の武村耕鶯は豊田に次のような別れの詩を贈っている。

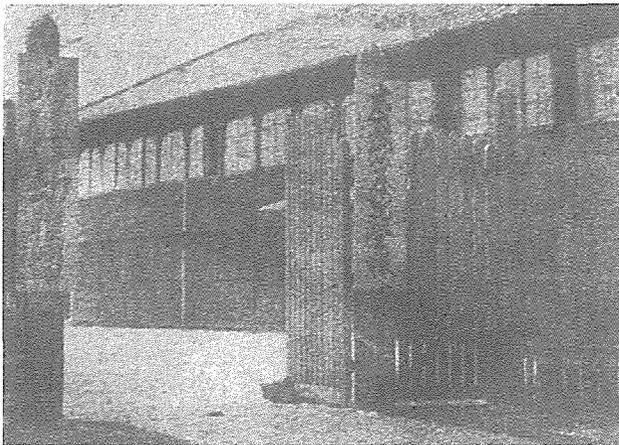
送豊田君赴鹿児島

耐寒花史試官装 乍向東風竹外香
為報精神宜倍爽 西南園曩弄春光⁽⁶⁾

交通不便な当時としては、東京から鹿児島へ赴任するという事は、大変な決意を要したと思われる。また、見送る人々にも特別な惜別の感情も湧いたものであろう。豊田美雄は、途中、神戸で実弟の政と会うなどしながらおよそ三週間かけて鹿児島に着いている。

3. 鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開業と保育の内容

3.1 着任と開業



<明治12年3月当時の鹿児島女子師範学校>

左の写真は豊田美雄が保存していたもので、豊田が鹿児島に着任した頃に写した鹿児島女子師範学校の校舎と門柱である。

写真の裏には「明治十二年三月写之」とあり、すでに右手の門柱には微かではあるが「鹿児島女子師範学校」の看板、左手の門柱には「同附属幼稚園」の看板が懸かっていることがわかる。

これは豊田が鹿児島に着いた頃には形だけの準備はできていたことを示すものである。

豊田は「幼稚園新設以来之景況」（未完成稿）においてその当時のことを次のように述べている。

一 曩ニ本縣幼稚園新設ニ付英雄文部省ヨリ出張ノ命ヲ奉シ明治十二年三月十一日ヲ以テ本縣ニ赴着セシ忒ハ今ノ遊戯室ナル屋宇一棟ト幼稚生三十九名保姆生徒十名トアリ因テ直ニ其法方ニ着手ス
 一 同年四月一日ヨリ試ニ先ツ所謂二十恩物ノ大概ヲ以テ幼稚保育ヲ始ム恩物目次時間割等ノ如キハ別ニ表アリ

○第一恩物六球 ○第二恩物三形體 ○第三恩物第一積體法 ○第四恩物、、、、、、、

但シ新設ノ際諸品ノ缺乏ハ漸次ヲ以テ充實スルニアリ

同時ヲ以テ保姆生徒左ノ目次ヲ以テ保育科授業ヲ始ム

但シ、書籍器具其他製造物品ホ校費ニ係ル (前村注 次は本草稿には欠く。豊田の別草稿による)

幼稚園教育口授 幼稚園記 物理書及ビ博物書 生理書 古今ノ説話

恩物製造 音樂唱哥彈琴 體操

實地保育 (前村注 次は本草稿による)

一 同五月幼稚保育ノ規模ヲ畫シ更ニ一字ノ開遊室ヲ新築ス六月竣工是ニ因テ幼稚生七〇名⁽⁶⁾ヲ募リ且年齢ヲ分テ一組二ノ組トナス (以下略)

豊田は、4月1日より、20恩物を用いた保育の試みを始めているが、開業当初の保育は「但シ新設ノ際諸品ノ缺乏ハ漸次ヲ以テ充實スルニアリ」とあるように、決して十分な設備備品が整っていたわけではなかったのである。

豊田の着任時に幼稚園舎は遊戯室一棟で、最も簡易な幼児教育はそれでも可能ではあったが、豊田は5月規模拡大と設備充実のため開誘室の新築に着手している。手元に簡単な図面があるが、第一から第三まで開誘室は三間四方の大きさであり、東京女子師範学校の附属幼稚園に比べると一回り小さくて手狭である。ただ、東京は園児定員が150名で鹿児島は90名であることも反映されていたのであろう。

また、詳しくは後半に述べるが、豊田は着任と同時に、保姆養成にも取り組んでいる。これは豊田が鹿児島の幼稚園を軌道に乗せ帰京した後に保育を継続できる人材を養成しておく必要があったし、また、鹿児島や近辺に幼稚園が開設される場合の用意とする意図もあったかと思われる。幼稚園保姆は全国各地から派遣要請がなされ始めていたからである。

4月1日は、鹿児島女子師範学校附属幼稚園の開業日であったが、同日、鹿児島女子師範学校本校の開業式も挙行されており、東京女子師範学校の訓導でもある豊田はその式典に呼ばれ次のように祝辞を述べている。

我国曾テ女學ノ設ケナキヤ久矣而メ育子養童ノ責慈母ニ依ラスメ誰ソヤ人固ヨリ天賦ノ才稟性ノ美コレ具スト雖教エサレハ之ヲ棄ルニ異ナラス此ヲ以テ 朝廷夙ニ女子學校ヲ興シ教ユルニ其本分ヲ尽シ所謂女ハ教育ノ母タル謂ヲ明ケニセント欲ス善哉本縣茲ニ銳意シ將ニ女學ノ大ニ興起セントスル所ノモノ有リ夫レ本縣ハ皇基ノ起ル所維新ノ基ツク所士風正直民族淳僕加之コレカ教育ノ宜シキヲ以テセハ期セスメ成立想フ可キ也某ヤ適本省ノ命ヲ受ケ此縣ニ來リ將ニ幼稚園ノ開設ニ從事セント欲ス今ヤ女子師範開業ノ典ニ會ス敢テ與カラスト雖教育ノ道差差異アラン哉因テ謏劣ヲ顧ルニ違マアラス一言ノ茲ニ盛事ヲ祝

明治十二年四月一日東京女子師範學校訓導

同附属幼稚園保姆

豊田英雄⁽⁷⁾

この祝辞では、女子教育が盛んになってきたことの意義に触れ、明治維新を成し遂げた鹿児島県人の士風が「正直」であり、民俗が「淳僕」であることを語り、自分は幼稚園を開くため本県に来たが、師範学校の講義を担当することはなくても、教育に違いがあるわけでもない、ひたむきに取り組むばかりであると、女子師範学校の開業に際しての祝辞を述べている。

豊田美雄は、藤田東湖の姪で、東京女子師範学校訓導且つ同附属幼稚園の保姆であったが、日本でも第一級の女子教育者を目の前にして「淳僕」な鹿児島の乙女たちは深い感銘を受けたのではなかろうか。

2.2 幼稚園規則に見る保育の内容

鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則に関しては、明治12年7月8日付けで鹿児島県が文部省に届け出た規則（これでは第四から第八條が省略されている）と同年11月同園が創定した規則の二つが手元にある。当然、両者はほとんど同じものであるが、語句等若干の違いも見られる。これらには、幼稚園の目的、基本的な保育の内容、その他諸約束事が記述されている。

また、東京女子師範学校附属幼稚園規則とほとんど同じであるが、これも若干の違いもある。ここでは、明治12年11月創定の「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」をベースに、明治10年7月制定の東京女子師範学校附属幼稚園規則と比較しながら、その中身を見ていくことにする。

第一條

幼稚園開設ノ主旨ハ學齡未滿ノ幼稚ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓發シ身體ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ

鹿児島と東京の幼稚園規則全体における違いとしては、鹿児島では園児のことを「幼稚」とし、東京では「小兒」としていることがあるが、第一條では、他に読点のあるなしがあるくらいで他は全く同じである。共通にフレーベルの「自動成長論」の影響は見られるが、幼稚園は就学前児童の心身の総合的発達を保証するものであることが述べられている。

第二條

幼稚ハ男女ヲ論セス年齢三年以上滿六年以下トス

但シ時宜ニ由リ滿二年以上ノ者モ入園ヲ許シ又滿六年以上ニ出ルモノト雖モ猶在園ヲ許スコトアルヘシ

これも東京の場合とほとんど同じであるが、「幼稚」と「小兒」の違いの他には、東京の規則では「滿二年以上ノ者モ」が「滿二年以上ノモノハ」、「在園ヲ許スコトアルヘシ」が「在園セシムルコトアルヘシ」となっているくらいで中身は同じである。

第四條

入園ノ幼稚ハ大約九十名ヲ以テ定員トス

但シ本校ノ都合ニヨリ増減スルコトアルヘシ

東京の規則には「但シ」以下はなく、定員を「大約百五十名トス」としているから、鹿児島の幼稚園は規模的には東京の幼稚園に比べ3分の2程度である。ちなみに同年5月開園の大阪模範幼稚園は「幼稚園

手引（規則）」で「一園ノ幼稚ハ大約五十名マテトス」としている。第三條（種痘、天然痘など伝染病のことなど）、第五條（園児募集広告のこと）、第六條（願書様式及び玩器料五十銭のこと）についてはここでは省略しているが、入園時に玩器料50銭を徴収するとしているのは、明治11年2月の東京の規則改正の例に準じたものである。

第七條

園中ニ在テハ保姆幼稚保育ノ責ニ任ス故ニ附添人ヲ要セス

但シ幼稚今夕保姆ニ慣馴セサル間ハ附添人アルモ妨ケナシ且幼稚自ラ往來スル能ハサレハ出タシテ送迎セシムヘシ

ここでも、三カ所の「幼稚」と「小兒」の違いがあり、「附添人アルモ」が「附添人出タスモ」、「妨ケナシ」の後の「且」の挿入、文末の「附添人ヲ出タシテ」が「附添人ヲ出シテ」という違いがあるのみで、主旨は全く同じである。これはもちろん幼児の自立心を養うという意味合いもあるが、不適切な外部の大人の干渉を避ける処置でもあっただろう。

第八條

入園ノ幼稚ハ毎月金五拾銭ヨリ多カラス三拾銭ヨリ少カラザル保育料ヲ収ムヘシ

これも「幼稚」と「小兒」の違いは前と同じであるが、明治11年2月、東京で規則改定が行われ保育料を以前に倍加して50銭としたことになっているが、鹿児島では「五拾銭から三拾銭まで」の幅を持たせたようである。東京では、創設当初は「入園ノ小兒ハ保育料トシテ一カ月金二十五銭ヲ収ムヘシ」とし、「但シ貧困ニシテ収ムル能ハサルモノハ其旨申出ツヘシ 其事実ヲ訊問シテ後コレヲ許可スルコトアルヘシ」としているが、実際には皇族、華族、政治家、上級軍人、上級官僚、豪商の子弟が入園しており、25銭の保育料を払えない者は皆無だったのである。したがって、明治11年には、保育料を2倍とし、後ろの条文は削除するのである。鹿児島では、いくらかそれを緩和化しているが、それでも鹿児島でも東京でも義務教育就学率が低率であった当時としては、小学校の月謝50銭と同等の金額は、庶民にとって重い負担である。

しかし、義務教育でなかっただけにこれを維持するためには高い保育料徴収もやむを得なかったであろう。大阪の渡辺昇知事は大阪模範幼稚園の保育料を無料としているが、渡辺が知事を辞めた途端、幼稚園の廃止が決定されている。

第九條

入園ノ幼稚ハ年齢ニ由リ之ヲ分ツテ三組トス

「幼稚」が「小兒」となっているだけで、鹿児島も東京も同文であるが、東京ではこの条文に続けて「但シ、満五年以上ヲ一組トシ、満四年以上ヲ二組トシ満三年以上ヲ三組トス」と付記している。鹿児島の場合、7月の文部省届け出の時点では同条文に「但シ、當分ノ間二組トス」と書き加えており、当初は2組で出発し、後に3組としている。年齢区分は東京と同じである。

第十條

幼稚保育ノ時間ハ毎日四時トス

但シ保育時間内ト雖モ幼稚ノ都合ニヨリ其旨ヲ申出デ退園スルモ妨ケナシトス

これも「幼稚」と「小兒」の相違があること、その他表記の違いがあるくらいで内容は同様である。東京の場合を取って正確に書くと「小兒保育ノ時間ハ毎日四時トス 但シ當分ノ間保育時間内ト雖モ小兒ノ都合ニヨリ退園スルモ妨ケナシトス」となっている。

また、七月文部省に届け出た鹿児島の規則では「但シ」の後に「都合ニヨリ當分ノ間三時間トシ且ツ」が挿入されており、鹿児島では当初三時間を保育時間とし、後に四時間としたことが分かる。第十一條(期間によって在園時間を変えたこと)、第十二條(休日のこと)については省略する。

保育科目としては、鹿児島では「第一 營生式」「第二 摘美式」「第三 脩學式」、東京では「第一 物品科」「第二 美麗科」「第三 知識科」となっているが、名称が違うだけで科目の内容は全く同じである。豊田もたまたま美麗式という言葉を使うが多用しているのは摘美式である。明治12年11月の「鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則」の三科目と子目は次のようである。

第一 營生式

日用ノ器物即チ椅子机或ハ禽獸花菓等ニ就キ其性質或ハ形状等ヲ示ス

第二 摘美式

美麗トシテ好愛スル物即チ彩色等ヲ示ス

第一 脩學式

觀玩ニ由テ知識ヲ開ク即チ立方體ハ幾個ノ端線平面幾個ノ角ヨリ成リ其形ハ如何ナル等ヲ示ス

右の三科包有スル所ノ子目左ノ如シ

第一恩物六球法	第二恩物三体法	第三恩物第一積体法	第四恩物第二積体法	第五恩物第三積体法					
第六恩物第四積体法	第七恩物置板法	第八恩物置箸法	第九恩物置環法	第十恩物圖畫法					
第十一恩物刺紙法	第十二恩物繡紙法	第十三恩物剪紙法	第十四恩物織紙法	第十五恩物組板法					
第十六恩物連板法	第十七恩物組紙法	第十八恩物摺紙法	第十九恩物豆工法	第二十恩物模型法					
置絲	貝ノ遊ヒ	鎖ノ連接	計數	博物解	説話	唱歌	體操	遊戲	畢

子目についても、恩物の呼称、順番などは違うが、内容的には20恩物を中心とする同じ種類のものが並べられている。鹿児島で追加されているものに一つだけ「置絲」(「恩物大意」にも同様のものがある)というものがある。これは豊田英雄が「代紳録 二」の明治12年2月1日の講義中で触れているもので、湿した石盤上に濡れた絹糸を最初輪状にし、そこから自由に変形させていくという遊び⁽⁷⁾で、東京女子師範学校附属幼稚園規則には見られないものであるが、同園でも日々の保育の中には取り込まれていたのかもしれない。子どもに好評で想像力を鍛えられるということで鹿児島ではこれを取り入れたのであろう。保育時間表については次のとおりである。

第一開誘室

	二十分	三十分	十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分
月	室内會 集唱哥	第一 積体法 第二	放課	計 數 脩身話	体操 遊戯	織紙法 唱哥	自由遊戯	物品名、諸色、單語、説話、 其他受持保母ノ見込ヲ以五官 ノ鍊磨ナサシム以下之ニ倣ヘ
火	全 全	第三積体法	全	圖畫法	全 全	刺紙法 全	全	全
水	全 全	第四積体法	全	連板法 歴史上ノ話	全 全	繡紙法 全	全	全
木	全 全	置 板 法	全	組板法 置絲	全 全	摺紙法 全	全	全
金	全 全	置 箸 法	全	博物解 置鑲法	全 全	組紙法 全	全	全
土	全 全	剪 紙 法	全	豆工法	全 全	模型法 全	全	全

第二開誘室

	時間全							
月	室内會 集唱哥	第一積体法	放課	小 話 貝ノ遊ヒ	体操遊戯	鎖ノ連接 唱哥	自由遊戯	物品名、諸色、單語、説話、 其他受持保母ノ見込ヲ以五官 ノ鍊磨ナサシム以下之ニ倣ヘ
火	全 全	第二積体法	全	圖畫法	全	織紙法 全	全	全
水	全 全	第一積体法 第二積体法	全	畫 解 組板法	全	刺紙法 全	全	全
木	全 全	第三積体法 剪紙法	全	置板法	全	繡紙法 全	全	全
金	全 全	置鑲法 計數	全	脩身小話 連板法	全	組紙法 全	全	全
土	全 全	置箸法	全	博物解 豆工法	全	模型法 全	全	全

第三開誘室

	時間全						
月	室内會 集唱哥	六球法	放課	畫 解 計 數	体操遊戯	鎖連接 唱哥	自由遊戯
火	全	三体法	、	圖畫法	全	貝遊ヒ 小話唱哥	全
水	全	第一積体法	、	博物畫解 置板法	全	織紙法 階梯唱哥	全
木	全	第二積体法	、	貝遊ヒ 計 數	全	鎖連接 唱哥	全
金	全	三体法	、	脩身話 組板法	全	摺紙法 唱哥	全
土	全	置板法 小話	、	置箸法	全	豆工法 唱哥	全

但シ保育時間中受持保母ノ意見ニ由テ定則の外唱哥体操等ヲ為サシムトアルベシ

保育時間表については、東京女子師範学校附属幼稚園が明治10年7月に制定した規則中で最も相違が見られる部分であるが、第一、第二開講室で毎日最後に30分「物品名、諸色、単語、説話、其他受持保母ノ見込ヲ以五官ノ鍊磨ナサシム以下之ニ倣へ」の活動は鹿児島独自のものである。東京の場合は、休憩時間が示されておらず、活動単位時間も長い。第一ノ組で保育の間に体操を入れるとしてはいるが、座して活動する恩物時間が連続しているなど、取り敢えずのものという印象が強いが、鹿児島の場合は「放課(休憩時間)」が明示され、静的活動と動的活動を交互に組むなど、幼児の心身の状態により即したものとなっている。おそらく、明治10年7月段階でも、まだ東京女子師範学校幼稚園では保育に関して手探りの状態が続いており、明治11年、12年頃になってようやく保母たちが子どもの実態に即した保育を心掛けるようになったということの表れである。⁶⁾参照までに示すと東京女子師範学校附属幼稚園の保育時間は次のとおりである。

第一ノ組 小児満五年以上六年以下

	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
月	室内会集	博物修身等ノ話	形体置キ方(第七箱ヨリ第九箱ニ至ル)	図画及紙片組ミ方	遊 戯
火	同	計数(一ヨリ百ニ至ル)	形体積ミ方(第五箱)及ビ小話	針画	同
水	同	木箸細工(本箸ヲ折リテ四分ノ一以下分数ノ理ヲ知ラシメ或ハ文字及数字ヲ作ル)	剪紙及同貼布	歴史上ノ話	同
木	同	唱 歌	形体置キ方(第九箱ヨリ第十一箱ニ至ル)	畳紙	同
金	同	木箸細工(豆ヲ用ヒテ六面形及ビ日用器物等ノ形ヲ模造ス)	形体積ミ方(第五箱ヨリ第六箱ニ至ル)	織紙	同
土	同	木片組ミ方及粘土細工	環置キ方	縫画	同

但シ保育ノ余間ニ体操ヲ為サシム

第二ノ組 小児満四年以上五年以下

	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
月	室内会集	体 操	形体置キ方	図画(三角形等ニ至ル)	遊 戯
火	同	同	博物修身等ノ話及図画	針画	同
水	同	同	形体積ミ方(第三箱ヨリ第四箱ニ至ル)	縫画(三倍線等)	同
木	同	唱 歌	計数(一ヨリ二十ニ至ル)	織紙(第十二号ニ至ル)	同
金	同	体 操	木箸置キ方(六本ヨリ二十本ニ至ル)	畳紙	同
土	同	同	歴史上ノ話	形体積ミ方(第四等)	同

第三ノ組 小児満三年以上四年以下

	三十分	三十分	四十五分	四十五分	一時半
月	室内会集	体 操	環ノ遊ヒ(第一箱)	図画(三倍線の直角等)	遊 戯
火	同	同	小 話	貝ノ遊ヒ	同
水	同	同	三形物(球、円柱、六面体)	畳紙(第一号ヨリ第四号ニ至ル其他単易ノ形)	同
木	同	唱 歌	計数(一ヨリ二十ニ至ル)及体操	鎖ノ連接	同
金	同	体 操	形体積ミ方(第三箱ニ至ル)	針 画	同
土	同	同	画解	木箸置キ方(六本ニ至ル)	同

明治12年7月、文部省に届け出た段階では、鹿児島では幼稚園を創設したばかりで準備も整っていないため、鹿児島の附属幼稚園規則は「但シ當分二組トス」としており、届け出の中で掲げられている保育時間表も2組分のみである。

同年11月に創定している鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則中の保育時間表とは、時間の表示の仕方、一部の保育活動の組み合わせ、第三開講室の保育時間表の追加など、若干の相違があるが、大部分におい

て変更はない。『文部省日誌』（明治12年）⁹⁾では7月段階の二組分の時間割表は次のようになっている。

第一開誘室

	縦九時 至二十分	縦九時二十分 至五十分	縦九時五十分 至十時	縦十時 至三十分	縦十時三十分 至十一時	縦十一時 至三十分	縦十一時三十分 至十二時
月	室 内 會 集 唱 歌	第 一 積 體 法 第 二	放 課	計 算 脩 身 話	体 操 遊 戲	織 紙 法 唱 歌	自 由 遊 戲
火	同 同	第三積體法	同	圖 畫 法	同 同	刺 紙 法 同	同
水	同 同	第四積體法	同	連 板 法 歴 史 上 ノ 話	同 同	繡 紙 法 同	同
木	同 同	置 板 法	同	組 板 法 置 絲	同 同	摺 紙 法 同	同
金	同 同	置 箸 法	同	博 物 解 置 鑲 法	同 同	組 紙 法 同	同
土	同 同	剪 紙 法	同	豆 工 法	同 同	模 型 法 同	同

第二開誘室

	縦九時 至二十分	縦九時二十分 至五十分	縦九時五十分 至十時	縦十時 至三十分	縦十時三十分 至十一時	縦十一時 至三十分	縦十一時三十分 至十二時
月	室 内 會 集 唱	六 球 法 計 數	放 課	小 話 貝 ノ 遊 ヒ	体 操 遊 戲	鎖 ノ 連 接 唱 歌	自 由 遊 戲
火	同 同	第二積體法	同	圖 畫 法	同	織 紙 法 同	同
水	同 同	第一積體法	同	畫 組 板 解 法	同	刺 紙 法 同	同
木	同 同	第二積體法	同	置 板 法	同	繡 紙 法 同	同
金	同 同	第一 第二 積 體 法	同	脩 身 小 話 連 板 法	同	組 紙 法 同	同
土	同 同	置 箸 法	同	博 物 解 豆 工 法	同	模 型 法 同	同

但シ保育時間中受持保母ノ意見ニ由テ定期の外唱歌體操等ヲ為サシムアルベシ

なお、11月の規則では、保育時間は4時間とされ実質保育時間が3時間30分となっているが、7月の段階では保育時間について「但シ都合ニヨリ當分三時間トシ」としているため、この保育時間表では保育活動は9時から12時までの3時間となっている。時間の都合もあって11月のものに見られる第一、第二開誘室の毎日最後30分の「物品名、諸色、單語、説話、其他受持保母ノ見込ヲ以五官ノ鍊磨ナサシム以下之ニ倣ヘ」の活動は7月のものにはまだ入っていない。開設当初は、保母見習生は何人いても、保育の実際については全く知らないために、豊田は日々の保育活動の全てに一人で関わりながら、見習生に保育の伝習をするしかないわけで特に大変な苦労が続いたことと思われる。半年ほどを経てようやく保母見習生もそれなりの戦力となっていったということであろう。

3.3 鹿児島女子師範学校附属幼稚園と保母養成

豊田英雄の鹿児島出張の当初の約束は半年程度だったようであるが、明治12年9月16日には、鹿児島出張6カ月延長の辞令書が残っている。さらに翌年3月には3カ月延長の辞令を受け取った模様である。生涯、常に毅然としていたと語られる豊田英雄も、多くの友人・知人や嗣子伴との別離の生活に寂寥感を覚えることもあったようである。

豊田英雄の未定稿の漢詩が残っている。¹⁰⁾ 豊田英雄の感傷的な気分を詠った詩である。「幼稚園に望月を夢み感有りて作る」という題となっている。

誰か謂う無辜配所の月
豈図らんや今日その躬となる
噫予は識らず辜ありや否や
暁月光清し孤苑の中

「無実のまま配流となり、都から遠く離れた鄙の地で、寂しく月を眺めた人がいたと聞いたことがある。何ということであろう、いま自分自身がその身となってしまった。ああ、私に罪があるのかないのか分からないが、誰ひとりいない園舎を暁の満月が清々しい光で照らし、私の寂寥感をいや増しにしている」といったほどの意味であろうが、35歳の女性の遠隔地での単身赴任生活である。感傷的气氛に陥ることもあって当然であろう。

豊田の鹿児島での重要な業務の一つは保母を養成することであった。鹿児島に幼稚園を作っても、豊田が帰京した後、その業を継ぐ人がなければ幼稚園を継続することができないからである。豊田が着任した時点の保母生徒は10名（助手を含むか）とあるが、実際には7名になった模様であり、一年後の修業者は6名との記述（『文部省年報（明治13年）』）もある。また、『文部省年報（明治12年）』によると、鹿児島では、明治12年5月には、本科生から2名を選び、保母伝習のため東京女子師範学校に留学させている（桜川以智、堀ふみのことかと思われるが、桜川は明治14年2月修業したと述べているので、時期にややずれがある。入園時、監事が関信三であったとしているので、5月に決定し、明治12年秋までには上京、入園したということであろう。鹿児島の桜川らは東京で帰京後の豊田に直接薫陶を受けることができたわけである。桜川は鹿児島女子師範学校の附属幼稚園で20年間勤務し、後、台湾での幼稚園教育に貢献している）。

鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科規則についても、明治12年7月、文部省届け出の規則と明治12年11月創定の規則の二つが手元にある。『文部省日誌（明治12年）』の方は省略部分も多いので、ここでは入学願書等の書式を除いて敢えて後者の全文を掲げておく。

鹿児島女子師範学校附属幼稚園保育見習科規則

第一條

保育見習科ハ幼稚ノ保母タルヘキ女子ノ為ニ設ク

第二條

生徒ハ年齢二十年以上四十年未満已下性行温良體質健康ニシテ普通ノ書ヲ解シ畧算術ヲ學ヒ得タルモノトス

但シ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノタルヘシ

第三條（前村注 『文部省日誌』では第三條から第七條まで省略している）

入学志願ノモノハ第一號書式ノ保証状及ヒ第二號書式ノ学科履歴書ヲ以テ本校エ申出ツベシ

但シ保証人ハ鹿児島内居住ニシテ身元確實ノモノタルベシ

第四條

入學ヲ許スモノハ第三號書式ノ証書ヲ出スヘシ

第五條

課業上當用ノ圖書及ヒ玩器等ハ借用スルヲ得ヘシ

但シ紛失或ハ毀損スルハ代價ヲ償ハシム

第六條

生徒ハ總テ通學ス

第七條

生徒疾病ニ由リ缺課スルトキハ當日其旨届出ツベシ若シ缺課一周間已上ニ涉ルトキハ保證人ヨリ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ届ケ出ツヘシ

但シ止ムヲ得サル事故アリテ缺課セント欲スルモノハ保證人ヨリ本校へ許可ヲ乞フベシ

第八條

全科修業ノ期ヲ假ニ六カ月トシ常ニ同等ニシテ階級ノ區別アルヲナシ

第九條

日課ハ五時間トシ其内三時間ヲ科内時間トシ二時ヲ科外時間トス則チ科外時間ニハ随意ニ手記ノ淨寫等或ハ日課ノ復習等ヲ為サシムルヲ以テ學科中故ラニ其課程ヲ掲ケス且土曜日ハ三時間ヲ以テ科内時間トシ一時間ヲ以テ科外時間トス

但シ日課時間ハ七月一日ヨリ九月三十日マテハ午前第八時ヨリ午後第二時ニ至リ十月一日ヨリ六月三十日マテハ午前九時ヨリ午後三時ニ至ル

第十條

年中休日ハ本校ニ準スヘシ

但シ臨時ノ休日ハ其時々掲示スヘシ

第十一條

毎月末ニ試験ヲ行ヒ特點ノ多寡ニ依テ席次ヲ定ム

第十二條

全科熟達ノ上ハ大試験ヲ行ヒ第四號書式ノ証書ヲ與フヘシ

第十三條

学科ノ課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

但シ保育見習日課表別ニ掲ケス (前村注 ○印は前村による)

○幼稚園教育ノ口授 一周一時間 但シ生徒ヲシテ其要義ヲ手記セシム ○物理書及博物書 一周一時 但シ簡易ノ書ニ就キ其概略ヲ解習セシム ○園制ノ大意 一周一時 幼稚園記及ヒ其附録ニ就イテ口授ス ○音樂 一周二時 彈琴唱歌ヲ授ク ○恩物用法 一周六時 二十恩物ノ用法並ニ園用畫法ヲ授ケ殊ニ製造品ノ貯藏スヘキモノアルハ検査ノ上縦覽室ニ陳列スヘシ ○生理書 二周一時 簡易ノ生理書ニ就キ講習セシム ○古今會話 二周一時 幼稚園適當ノ會話ヲ記憶セシム且其話法ヲ練習セシム ○體操 ○實地保育 一周六時 ○修身書 諸物指教 此二書ノ如ハ授業時間外ヲ以テ三十分間ツ、口授ス

(前村注 以下第一號書式から第三號書式までは省略する)

これを明治11年制定の東京女子師範学校保姆練習科規則と比べてみると、科目数、時数等で若干の軽減があるが、同時に、保姆養成の基本的なフレーム自体はほぼ同様であることが分かる。修業期間は、最低6カ月でも可としたようであるが、鹿児島でも実際には10カ月程度の期間を要している。

実地保育(6時間)は文字どおり実地に保育を学ぶことであるが、放課後には幼稚園教育講義、音楽の演習、恩物用法(恩物の製作中心)などで毎日二時間程度の授業がなされたことになる。豊田は保姆養成にあたり『幼稚園』や『幼稚園記』及び『幼稚園記附録』だけでなく、松野クララの講義などを参考にし、自分の手で作成した「代紳録 全」や「代紳録 二」、「恩物大意」などをフルに活用したはずである。また、日々の具体的な保育活動の中身はこれらの資料を読み解くことで浮かび上がらせることが可能であるが、そのことは別稿に譲ることにしたい。

鹿児島女子師範学校における保姆見習科は正式には、明治12年7月16日、発足している。入園試験をし、

合格した7名が入学を許されたのであろう。豊田英雄は、当日の開業式の祝辞の下書きを残しているが、未完成原稿で不確かな部分もあるのでここでは掲載しないが、鹿児島では、明治13年5月31日、保姆見習生の修了証書授与式を行っており、豊田の祝詞が残されているのでそちらを紹介すると次のようである。

去年幼稚園開設スルヤ英雄命ヲ受テヨリ友野監事其他諸君等ノ力ニヨリ漸ヲ追テ稍整頓ニ至リ又幼稚人員モ砌リニ増加シ当時一百余名ニ及加之幼稚日ニ勢力ヲ加ルヲ知ルニ至ル之將タ諸君等ガ信切ニ開誘スルノ致ス所タリト雖畢竟大本ハ県庁特旨ヨリシテ茲ニ至ルモノニテ乏シキ私身ニトリ無上ノ幸栄実ニ感謝ニ堪サル也 然シテ諸君等去年ヨリ稚児保育練習ノ功ヲ積テ証書授与式ノ本日ニ至リシハ即本園ノ幸栄ニテ此上隆盛ヲ加フルコト英雄疑ヲ容セスシテ信スル所也然ト雖此際諸君等ノ為ニ忠告ヲ要スルモノハ必ス茲ニ学歩ヲ止メス尚其人ニ因テ益勉勵注意スル所アラハ必教育ノ精神ニ至ルヲ得ヘク而シテ教育ノ精神タル努テ皮相ニ流彼ノ邪ハ鋤除キ善ナルハ助養ヒ真ノ天稟ノ精神ノ固有スル所ヲ見出シテ其人ノ目的ノ立ツヘキヲ以テ開誘スルノ一点ニ在ル也モシ一歩ヲ誤ツトキハ却テ善ハ邪ニ変シ邪ハ益長シ彼ノ蔓草ノハビコルガ如ク又制ス可ラサルノ域ニ至ルモ是亦知ル可ラス実ニ教育者ノ任重キ事如此也茲ニ於テ英雄一言シテ曰彼天功ヲ資テ稟性ヲ拡充スルハ独リ慈母保母ノ任ト云而已勉ヨヤ諸君以テ本日ノ祝詞ニ換フ

明治十三年五月三十一日

「去年の開園以来、本幼稚園が発展してきたのは、友野監事をはじめ諸君の努力によるものであるが、これは県の支援あってのことである。私自身大いに光栄であり深く感謝するところである。本日、保育練習修了証書を与えることに至ったが、すでに理解しているように教育は決して容易なものではない、今後とも益々勉学に励み、子どもの天から授かった資質を養い育てるべきである」ということを、保姆の任に就くことになる女性らに格調高く呼びかけている。

また、豊田英雄は帰京を目前にして、これより1週間前の5月24日、岩村通俊県令に対し、建白の書というべきものを呈している。手元に原文はないが、榎村勝氏の書に掲載されているものと、渡辺宏氏の文書に掲載されているもの⁽¹⁾を比較すると細部に若干相違はあるが、明治13年当時の豊田英雄の教育観をさらに深く知る手掛かりとなるのでここに掲載しておく。

謹テ県令岩村閣下ニ白ス英雄曩ニ貴地幼稚開設ノ任ヲ辱シテヨリ月ヲ閲スル事茲ニ十有五月其間汲々トシテ日夜惧ルルモノハ他ニアラス英雄素ヨリ才拙ニ識諳ク唯其職ヲ辱シ事ヲ深ク誠誦スル而已然ルニ閣下管下ヲ待スルノ篤ト有司奨励ノ切ナルニ因テ該園既ニ業ヲ去歳ニシテ成リ今ヤ八十有余名ノ幼稚欣然開設ヲ慣受シ益々其勢力ヲ加フルニ至ルヲ知ル之英雄曩ニ之ヲ辞セス以テ此盛挙ヲ目視スルヲ得ル竊ニ感喜ニ堪サル所也而然更ニ又保育科生徒ノ如キ実地稍稍熟達スルニ因テ当時試問ヲ行ヒ以テ其優劣ヲ点驗シテ以テ卒業授与ヲ行フ然ト雖該生徒ノ如キ固ト一時ノ補欠ヲ填スル為ナレハ敢テ備ハレリト謂ニ非ス然レトモ其以テ欠ヲ補フニハ稍足レリト云フ可キカ閣下英雄薫陶ノ至ラサルヲ深ク咎ムルハ幸ニ重恕セヨ蓋シ一朝一夕ニシテ能養成シ能ハサルノ所以也是ヲ以テ自今該園担当者ノ為ニ益冀望スルモノハ夫幼稚ヲ教育スルハ外部皮相ニ拘泥セス務テ真ノ稟性ヲ暢発シ想像ノ勢力ヲ拡充セシムルノ一点ヲ以テ終始目的ト為サシムルニ在而己矣閣下有司ニ委スルニ即此一意ヲ蘊奥シ以テ其人ヲ薫陶スルヲ得ハ其功績ヲナス豈偉大ナラス哉伏セテ願クハ是ヨリ解任ヲ賜後人ノ如キ別ニ俱陳スル所アラントス幸ニ其潜妄ヲ恕セ英雄恐懼誠懼頓首

明治十三年五月二十二日

鹿児島県令 岩村君 閣下

県令岩村通俊閣下に対する堂々たる報告と提言である。豊田英雄が並の一保姆、並の一教育者でなかったことがうかがえる文書である。また、ここで豊田英雄が「幼稚ヲ教育スルハ外部皮相ニ拘泥セス務テ真ノ稟性ヲ暢発シ想像ノ勢力ヲ拡充セシムルノ一点ヲ以テ終始目的ト為サシムルニ在而已矣」としているのは、現代の幼児教育状況を照らし合わせて見てもまさに至言といえる。

鹿児島行きを受けても、幼稚園が根付くかどうか不安もあったろうから、豊田が「英雄曩ニ之ヲ辞セス以テ此盛挙ヲ目視スルヲ得ル竊ニ感喜ニ堪サル所也」というのは率直な気持ちであっただろう。

豊田が鹿児島で約1年をかけて養成した保姆は6名であり、彼女らは鹿児島女子師範学校附属幼稚園で採用されているが、帰京してからも鹿児島から留学中の2名の保姆練習生に直接薫陶を与えており、1名の桜川は鹿児島に帰って20年間同園で保姆をした後台湾で幼稚園教育者として活躍することになる。また、豊田が鹿児島在留中、明治13年春頃から、助手をつとめた者に、後に幼児教育者となる古市静子がいる。

古市は種子島の生まれで、慶応3年、18歳の時、親に無断で島を脱出しようとするが、大暴風雨で航海が困難となり、積み荷を全部棄てて辛うじて北種村の港に漂着したという経験を持つ女性である。その後も、向学心にあふれ、進取の気性に満ちた性向は変わらず、鹿児島に帰っていた森有礼の英語塾で学ぶが、森の再上京後は、森を頼って上京し、森の邸に住まいながら勉学を続け、東京女子師範学校が開校すると第一期生として入学する。寄宿舎では、後に、医師国家試験を受け「正規に医師として登録された」という意味で女医第一号となった荻野吟子と同室となる。

当時、森は福沢諭吉らを立ち会い人にして、契約結婚をするという派手な話題を振り撒いていたが、荻野は森が古市との婚約を一方向的に破棄したとして、単独で談判に出掛け、森に慰謝料として古市の学費を出させることを約束させた、というエピソードが残っている（森と古市が婚約していたかどうかは分からない。古市は終生森に対して感謝の念を抱いているので、古市が若かりし頃森に対して敬慕の情を持っていたことは確かであろう）。

古市は3年生の時胸を患って退学するが、ちょうど父親が危篤との知らせを受けて、明治12年11月末、種子島に帰っていたのである。東京女子師範学校では、山川菊栄の母青山千世が語っているように、本科生が幼稚園を見学したり、保育を手伝ったりすることは日常的にあったそうであるから、古市にもそうした経験があったかと思われる。

古市は、13年春には鹿児島に出て豊田の助手を1年つとめたと書いているが、豊田の6月帰京後も数カ月は鹿児島の幼稚園に在園していたのかもしれない。いずれにしろ、古市も鹿児島の幼稚園で豊田の薫陶を直接受けているのである。古市は、再び上京し、明治14年に私立女学校を開き、3年後、桜井女学校の附属幼稚園で働くことになり、明治19年、うさぎ幼稚園の前身となる駒込幼稚園を本郷区東片町に開き、終生幼児教育と取り組むことになる。⁽¹²⁾

豊田は、すでに東京で横川楳子を後継者として育て、氏原銀と木村末に保育の伝習をしているが、横川は東京女子師範学校附属幼稚園に勤務し、明治17年12月19日に同園を辞めた後に、八王子で女学校を開いたり幼稚園を開いたりしているし、氏原と木村による大阪模範幼稚園はそれ自体は数年しか存続しなかったが、愛珠幼稚園をはじめ大阪で続々と幼稚園が誕生するきっかけを作ることになる。松野クララ、関信三、豊田英雄、近藤浜らが共同して大地に蒔いた種は、東京、鹿児島、大阪、仙台、岡山、長崎と、各地で芽を出し若木となっていったのである。

4. おわりに

豊田英雄が鹿児島で開いた鹿児島女子師範学校附属幼稚園は、その後、本校自体の何度かの再編統合があったり、先の戦争で焼失するなど、幾多の紆余曲折を経ることになるが、125年後の現在もなお鹿児島大学附属幼稚園として存続している。

鹿児島女子師範学校附属幼稚園の卒園者はほとんどが同校附属小学校へと進学しているが、鹿児島師範学校の附属小学校の卒業生が官僚、軍人になる者が目立ったのに対し、女子師範学校の附属小学校の卒業生は産業界に進出する者が多かったようである。この幼稚園は県内外の産業界で活躍した人々をはじめ多くの鹿児島市民の幼児教育を長い期間担ってきたのである。ただ、全県的に貧しかった鹿児島県では、幼稚園は同校の附属幼稚園のみがあるという状態が長く続いたが、この幼稚園は、豊田英雄が明治12年に手掛けた「幼い命の育み」を、その内容、方法の変遷はあっても、今日まで連綿と守り続けてきたのである。

豊田英雄が1年3カ月余りを過ごした鹿児島を去るのは明治13年6月22日朝のことである。鹿児島港の埠頭には大勢の園児たちをはじめ、保姆たち、親たちが英雄との別れを惜しんで見送っている。園児の祖母が詠んだ歌が残っている。

いまよりはおさなき子らが泣くこゑにいくたび君を思ひ出らむ

七十一年三カ月亀女⁽¹³⁾

豊田英雄ほど早くから肉親を次々と失った人もそう多くはないだろう。また、成人になってからも、夫が暗殺され、唯一頼りにしていた実兄が西南戦争で戦死するなど、度々悲痛な身内の死と直面している。それだけに豊田英雄にとって「若い命を育むこと」は殊更に大事なものであったに違いない。豊田英雄はその長い生涯を幼児教育と女子教育に捧げ尽くしている。

〔注〕

- (1) 国吉 栄『関信三と近代日本の黎明』、新読書社、2005年、p. 350
- (2) 岩村通俊『丁丑日誌(上)』、鹿児島県立図書館、1962年。
- (3) 同上。
- (4) 『大久保利通文書 第八』、1929年、(明治11年4月8日 本田親雄への書簡)。
- (5) 日本保育学会『日本幼児保育史 第一巻』、フレーベル館、1968年、p. 108
- (6) 倉橋惣三・新庄よし子『日本幼稚園史』、臨川書店、1930年(復刻版1980年)、p. 136
- (7) 鹿児島女子師範学校『鹿児島女子師範学校附属幼稚園規則』、1879年(明治12年)。
- (8) 倉橋惣三・新庄よし子、前掲書、pp. 95-96
- (9) 文部省『文部省日誌』、明治12年第16号、pp. 19-20
- (10) 渡辺 宏編『日本の保母第一号 豊田英雄先生と保育資料』、崙書房、p. 70
- (11) 櫻村 勝『茨城女子教育百年の歩み』、川田プリント、1976年、pp. 61-62
但し、渡辺 宏(同上)、89ページを参照し数カ所文字を修正した。
- (12) 古市静子「我が生涯」、『うさぎ幼稚園八〇周年記念誌』、うさぎ幼稚園、1966年、pp. 1-16
- (13) 櫻村 勝、前掲書、p. 59

※ なお、本稿執筆にあたっては、高橋清賀子氏、茨城県立歴史資料館、茨城県立図書館、お茶の水女子大学附属図書館、佐賀大学附属図書館、吉岡写真館のみなさまに大変お世話になりました。ここに改めて深く御礼申し上げます。